

第1回

インターネット上の人権侵害等 の防止に関する有識者会議

2024年（令和6年）7月30日
兵庫県県民生活部総務課人権推進室

目次

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 有識者会議設置の背景 | 3 |
| 2 | 県条例の方向性 | 4 |
| 3 | 県条例の構成案 | 5 |
| 4 | 県条例で防止しようとする人権侵害情報 | 6 |
| 5 | 主な論点 | 7 |
| 6 | 今後のスケジュール | 14 |

1 有識者会議設置の背景

現状・課題

- 県は、ネット上の人権侵害に啓発等により対応しているが、高止まりの状況
- 一方、令和6年5月に国は、情報流通プラットフォーム対処法により大規模プラットフォームに、①削除申出に対する回答、②削除基準の策定 等を義務付け

※ 令和6年5月17日公布後、1年以内に施行

- ・ 小規模プラットフォーム上の人権侵害や、集団への人権侵害は対象外
- ・ 大規模プラットフォームへの削除義務付け、発信者への削除要請の規定なし

方針

- 情報流通プラットフォーム対処法も踏まえ、現行より踏み込んだ対応を行う
- ①対応の根拠を明確化し、②抑止力を高めるため、条例制定を検討

検討

表現の自由への配慮等、法的課題等について有識者等に意見聴取

2 県条例の方向性

課題

① 現行の人権課題や、情プラ法等踏まえ、県条例の対象を検討する必要あり

② 抑止力を高めるなど踏み込んだ対応に当たり、表現の自由に配慮する必要あり

県条例の方向性

幅広い被害者救済等の観点から、プラットフォームの規模を問わず、集団への侵害も含めて対象にする

表現の自由に配慮し、「他府県並みの削除要請」、
「発信者への行政指導」等を検討

3 県条例の構成案

| 項目 | | 条例骨子 |
|-------|------|--|
| 理念・目的 | | 現状認識、ネット上の人権侵害の防止の必要性 等 |
| 対 象 | | 人権侵害情報 等の定義 |
| 責 務 | | 県、県民、事業者等の責務 |
| 施策 | 啓 発 | 人権侵害情報に関する各種啓発を実施すること |
| | 相 談 | 人権侵害情報に関する各種相談体制を整備すること |
| | 削除要請 | 被害者がプロバイダ等に削除要請しても削除されない場合 → 県が削除要請 |
| | 行政指導 | 上記で県が削除要請しても削除されない場合 → 県が発信者に行政指導 |

(参考) 他府県条例の構成比較

| 区分 | 自治体 | 条例構成（主なもの） | | | | |
|----------------------|-----|------------|-------|------|------|------|
| | | 県等の責務 | 教育・啓発 | 相談体制 | 削除要請 | 行政指導 |
| ネット上の 人権侵害に 特化 | 大阪府 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 群馬県 | ○ | ○ | ○ | | |
| 総合的な人 権条例 | 愛知県 | ○ | ○ | ○ | | |
| | 沖縄県 | ○ | ○ | ○ | | |
| | 三重県 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| | 佐賀県 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

4 県条例で防止しようとする人権侵害情報

県の考え方

- ✓ 他府県条例や法務省通知等をベースに、人格権※の侵害を対象とする
- ✓ 小規模プラットフォーム上の人権侵害や、集団への人権侵害も含める

※人格権（名誉権、肖像権、氏名権、名誉感情、プライバシー、私生活の平穩）を指す。

人権侵害情報の内容

次に掲げるものに係る言動その他の言動により、他人の権利（人格権）を侵害すると認められる情報

- ① 誹謗中傷（例：A氏は嫌なやつだ、バカだ、○大学の生徒はバカだ）
- ② プライバシー侵害（例：A氏は～出身だ、同性愛者だ）
- ③ 不当な差別※（例：A氏は部落出身だから嫌なやつだ ○人は出て行け）

※不当な差別

人種等の属性（人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認その他の属性）を理由としてする侮辱又は人種等の属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発するもの

5 主な論点

削除要請

県の考え方

- ✓ 削除要請の対象は、表現の自由へ配慮し、①誹謗中傷、②プライバシー侵害、③不当な差別 等のうち、③を含むものに限定
- ✓ 個人への人権侵害は、当該個人からの申出※に基づき県が削除要請（集団分は申出不要）
 - ※ 運用上、個人が削除要請しても削除されない場合に限る
- ✓ 迅速性を重視し、削除要請は、その都度、第三者機関等に諮問等を行わない

削除要請の内容

- ・ 県内に居住し、通勤し、又は通学する個人
 - ・ 個人で構成される集団、県内の特定地域
- に} に関する人権侵害情報（不当な差別を含むもの）



ネット上への流通が明らかで、被害者から申出があったときその他必要と認めるときは、



プロバイダ等に対し、削除要請を行うことができる

削除要請

論点①

大阪府と同様に「不当な差別」を含むものに限定することで、表現の自由へ配慮したといえるのか。

県の考え方

大阪市ハイトスピーチ対処条例の最高裁判例等を踏まえると、表現の自由への配慮から、悪質性の高いものに対象を限定する等一定の合理性が求められるところ、「不当な差別」は、①ネット上に流通することにより、当事者間にとどまらず社会全体に対して差別を助長・誘発することにつながるものであり、②当事者間の人間関係や前後の文脈に左右されず、相手への直接的な差別やその助長を目的とした言動であるのは明白であるため、不当な差別を含む情報に限定することは、一定の合理性があると考えます。

削除要請

論点②

削除要請の判断に当たっては第三者機関の諮問等が必要ではないか。

(参考) 大阪府条例

迅速性を重視し、諮問なし (事前に考え方のみ諮問)

県の考え方

迅速性を重視し、予め策定した基準に従い削除要請を実施すべきと考える。当該基準については、本有識者会議でご意見をいただきたいと考えている。

(論点①のとおり人権侵害が明白なもののみ削除要請を行うことも諮問等を要しないと考える理由の一つ)

削除要請

10

論点③

集団・地域への人権侵害については、どの程度の規模とすべきか。

(参考) 大阪府条例

「当該個人により構成される集団」と条例で規定し、「集団の規模、構成員の特定の程度等により、当該集団に属する特定の個人の権利侵害を認識できる規模の集団」と解釈。

県の考え方

具体的な数値により規模を定義することは困難であるが、大阪府と同様に、「集団の規模、構成員の特定の程度等により、当該集団に属する特定の個人の権利侵害を認識できる規模の集団」と解釈・運用すべきと考える。

【参考1】 インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について（平成31年法務省人権擁護局調査救済課長通知）

当該差別的言動が、当該集団等に属する者であれば精神的苦痛等を受けるような性質のものであったといえるか否かを、社会通念に照らして客観的に判断されたい。その際、差別的言動の対象とされた当該集団等の規模等にも留意する必要がある。すなわち、例えば、当該集団等を特定する際の地域表示等が余りに広く、当該集団等に属する自然人が極めて多数に及ぶため、仮にそれに属する自然人が聞いていたとしてもさしたる精神的苦痛等を感じないであろうと認められる場合もあると思われるが、そのような場合は、救済の前提となる人権侵犯性は認め難いこととなる場合が多いのではないかと思われる。

【参考2】 インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ

具体的には、少なくとも「〇〇市●●地区の△△人」といった程度に集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合には、名誉感情等の人格権の侵害を認めることができると考えられる。

行政指導

11

県の考え方

- ✓ 県が削除要請しても削除されない場合、発信者に対して行政指導を行う
- ✓ 行政指導は、他府県条例並の「説示又は助言」とする
- ✓ 被害者の意向や、事案の態様等を踏まえ、行政指導の実施の有無を判断

行政指導の内容

削除要請を行っても削除されない場合で



当該人権侵害行為を行った者が明らかであり、必要があると認めるときは、



発信者に対し、説示又は助言を行うことができる

(参考) 他府県比較

| 行政指導 | | 大阪府 | 佐賀県 | 三重県 |
|-------|-----|--|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 説示、助言 | 要件等 | ○ ・当該侵害情報が削除されないとき ・当該侵害情報の発信者が明らか | ○ 申出があったとき ※当該侵害情報が削除されないとき | ○ 申出があったとき ※当該侵害情報が削除されないとき |
| | 手続き | 事前に考え方を諮問 | 必要に応じ審議会に諮問 | 必要に応じ委員会に諮問 |
| 勧告 | | | | ○ |

論点①

県が条例で行政指導を規定することは、表現の自由への配慮の観点から適切か。（法律は、ネット上の人権侵害行為について、発信者に対する禁止、処分、指導、罰則等を定めていない）

県の考え方

プロ責法の趣旨からも、原則、プロバイダ等が当該人権侵害情報を削除すべきであるが、被害者救済の観点、当該情報がネット上で流通することの社会的影響を勘案すると、プロバイダ等が削除しない場合、最後の手段として、発信者に対し、条例を根拠に、強制でない形で削除を促すことは、合理性があると考えられる。

説示：発信者に対し、被害者から相談が寄せられていることを伝え、当該情報が人権侵害情報であるとして事理を説示し、反省を促し、削除を求めるものをいう。

助言：発信者に対し、被害者から相談が寄せられていることを伝え、当該情報の問題点を指摘し、当該人権侵害情報を流通させないよう対応（入力情報の削除等）することを促すものをいう。

論点②

行政指導に当たっては、被害者自身による発信者の特定（氏名、住所等を裁判所に開示請求）を前提としているが、被害者にとってハードルが高い。氏名、住所が特定できない場合でも行政指導を行う方法はないのか。

（参考）大阪府条例

氏名や住所等は不明であるものの、プラットフォーム上のダイレクトメッセージなど不特定の者に視認されない方法により発信者等に対して説示又は助言できる場合も行政指導の対象としている。

県の考え方

行政指導を行う以上、相手方である発信者の特定は必須であるが、県が被害者に代わって発信者情報開示請求をすることは不可能であり、被害者自らが特定するほかないと考える。

ただし、プラットフォーム上にアカウントが開設されている場合は、相手方が実在し特定されていると考え、また行政指導は必ずしも文書の送付による必要はなく、ダイレクトメッセージ等による行政指導も可能であるため、被害者による特定が不要の場合があると考え。この場合、不特定の第三者に閲覧されない方法によることや、県からの公式な行政指導であることを明らかにする工夫等が必要と考える。

6 今後のスケジュール

| 時 期 | | 内 容 |
|-----|-----|---------------------------------------|
| R 6 | 7 月 | 第 1 回有識者会議 （現状、課題整理等） |
| | 10月 | 第 2 回有識者会議 （条例骨子案） |
| | 2 月 | 第 3 回有識者会議 （条例案） |
| R 7 | 5 月 | 必要に応じて 有識者会議 （法律の施行状況を踏まえた修正等） |

※会議の設置期間 令和 6 年 7 月 1 日 ～ 令和 7 年 6 月 30 日